

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

一

○地域森林計画の変更(二件)

(林業振興課)

一

○道路の区域変更

(道路課)

一

○土地区画整理事業の換地処分の届出

(都市計画課)

二

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定(八件)

(震災援護室)

二

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

四

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

四

監査委員

○定期監査結果に対する措置の公表(三件)

四

告 示

○宮城県告示第十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和二年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により宮城県北部地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

令和二年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地域森林計画の名称

宮城県北部地域森林計画変更計画

二 縦覧場所

宮城県庁(水産林政部林業振興課)、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所(栗原地域事務所を含む)、宮城県東部地方振興事務所(登米地域事務所を含む)及び宮城県気仙沼地方振興事務所

○宮城県告示第十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により宮城県南部地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

令和二年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地域森林計画の名称

宮城県南部地域森林計画変更計画

二 縦覧場所

宮城県庁(水産林政部林業振興課)、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

○宮城県告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年一月十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇七〇〇五八七	訪問介護センター スマイル・ワン 名取市植松三丁目九 一二十三	居宅介護	特定非営利活 動法人スマイ ル・ワン	令和二年一月 一日

令和二年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間 栗原市一迫字一本杉無番地先から 同市一迫字一本杉無番地先まで		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	一三・〇 二五・二	一三・一 四〇・七	二四六・五 二四六・五

○宮城県告示第十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和二年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 土地区画整理事業の名称
気仙沼都市計画事業鹿折地区被災市街地復興土地区画整理事業
- 二 施行者の名称
気仙沼市
- 三 事務所所在地
気仙沼市八日町二丁目一番一号
- 四 換地処分の年月日
令和元年九月二十日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 応急仮設住宅賃貸借（大郷町総合運動場仮設団地）一式

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部震災援護室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和元年十月三十日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社システムハウスアンドシー 東京都品川区東大井二丁目十三番八号
- 五 契約金額 四億九千四百七十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 応急仮設住宅賃貸借（花田仮設団地）一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部震災援護室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和元年十一月十一日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 郡リース株式会社 東京都港区六本木六丁目十一番十七号
- 五 契約金額 六億二千七万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 応急仮設住宅賃貸借（花田仮設団地）一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部震災援護室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和元年十一月十一日

- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 北都ハウス工業株式会社 仙台市太白区ひより台二十五番十五号
- 五 契約金額 六千七百七十九万四千五百二十四円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 応急仮設住宅賃貸借（寺内仮設団地） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部震災援護室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和元年十一月十四日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
- 五 契約金額 六億七千七百九十九円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 応急仮設住宅賃貸借（金山仮設団地） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部震災援護室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和元年十一月十四日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日成ビルド工業株式会社 石川県金沢市金石北三丁目十六番十号
- 五 契約金額 二億九千七百四万七千七百七十一円

- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 応急仮設住宅賃貸借（町西仮設団地） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部震災援護室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和元年十一月十四日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日成ビルド工業株式会社 石川県金沢市金石北三丁目十六番十号
- 五 契約金額 二億五千四百九十五万七千八百十九円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 応急仮設住宅賃貸借（和田仮設団地） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部震災援護室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和元年十一月二十日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 三協フロンテア株式会社 千葉県柏市新十倉二五番地
- 五 契約金額 一億四千六百六十二万八千五百八十八円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 応急仮設住宅賃貸借（大館仮設団地）一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部震災援護室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和元年十一月二十日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 三協フロンテア株式会社 千葉県柏市新十倉二五番地

五 契約金額 一億四千七百九十一万六千八百八十八円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第五号該当

二第一項第五号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 多賀城市山王字山王三区六十番、六十一番、六十二番一、六十三番一、六十三番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割四百二十六番地

株式会社薬王堂

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 宮城県利府町森郷字連沼十七番一、十七番五、十七番十二、十八番一、十九番一、二十一番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

二十一番二、二十一番三、二十二番一、二十五番一、二十五番三、二十五番九
仙台市青葉区上杉二丁目一番十四号
セルコホーム株式会社

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和二年一月十日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一日 時 令和二年一月十六日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件 第一号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員 十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）

監査委員

○宮城県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によ

り公表する。

令和2年1月10日

宮城県監査委員 成 田 由 加 里
記

1 監査委員の報告日
令和元年9月2日
宮城県監査委員 大 田 裕 郎
2 通知のあった日
令和元年10月31日
宮城県監査委員 石 森 建 二
3 監査委員の報告内容及び措置の内容
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

1 監査委員の報告日
令和元年9月2日
宮城県監査委員 大 田 裕 郎
2 通知のあった日
令和元年10月31日
宮城県監査委員 石 森 建 二
3 監査委員の報告内容及び措置の内容
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

1 監査委員の報告日
令和元年9月2日

2 通知のあった日
令和元年10月31日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 柴田農林高等学校

イ 監査委員の報告の内容

寄附物品において、受納手続きに不適切なものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

PTA、教育振興会及び同窓会からの寄附申込み並びに受納手続き完了前に、県名義で車両登録し、公用車として使用していたもの。

・車両 2台

ロ 措置の内容

寄附受納事務においては、他の諸手続の前に寄附受納の手続きを完了させることを事務室内で再確認し、再発防止を図ることとした。

○宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和2年1月10日

宮城県監査委員 本 木 忠 一
宮城県監査委員 大 田 裕 郎
宮城県監査委員 石 森 建 二

1 監査委員の報告日
令和元年9月2日
宮城県監査委員 大 田 裕 郎
2 通知のあった日
令和元年10月31日
宮城県監査委員 石 森 建 二
3 監査委員の報告内容及び措置の内容
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

(1) 行政経営推進課

イ 監査委員の報告の内容

ロ 措置の内容

平成30年度包括外部監査業務の委託契約について、予定価格調書を封書にしていなかったもの。

予定価格調書は契約執行者が自筆の上、確実に封緘することとし、庶務担当班において鍵がかかるキャビネットで保管することとした。また、内部統制における所属独自取組として「予定価格の漏洩」をリスクとして設定し、職員に周知徹底を図った。

(2) 税務課・地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 1,213,067,263円

過年度分 1,978,211,183円

合 計 3,191,278,446円

・平成29年度収入未済額

現年度分 1,459,301,095円

過年度分 2,270,654,572円

合 計 3,729,955,667円

ロ 措置の内容

平成30年度については第4次「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成30年度県税事務運営」に基づき、県税収入未済額の縮減と税収確保に努めた。

特に、県税収入未済額の約8割を占める個人県民税については徴収対策の重点税目として、各県税事務所に市町村滞納整理協働支援チームを設置し、職員相互併任制度をはじめとした市町村の実情に応じた支援を行うなど、連携・協働して収入未済額の縮減対策を実施した。

個人県民税以外の税目については、滞納処分を中心とする取組により収入未済額の縮減が進んだことから、これまでの取組を徹底する一方で、生活困窮者を把握した場合には納税緩和措置を適用するなど、適正な債権管理により収入未済額の縮減を図った。

この結果県税収入未済額は、約31億9千万円となり、計画の最終目標額39億円を大幅に上回って達成した。

今後については、令和元年度を初年度とする第5次「県税滞納額縮減対策3か年計画」により更なる収入未済額の縮減に取り組んでいくこととする。

(3) 環境政策課・再生可能エネルギー室

イ 監査委員の報告の内容

補助金返還加算金及び返還延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねばならない。

(内容)

平成23年度産業廃棄物再生資源化・再生資源利活用設備等整備事業費補助金及び平成24年度みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業補助金

1 補助金等精算返還加算金

・平成30年度収入未済額

現年度分 21,803,500円

過年度分 0円

合 計 21,803,500円

2 補助金返還延滞金

・平成30年度収入未済額

現年度分 9,860,100円

過年度分 0円

合 計 9,860,100円

ロ 措置の内容

債務者及び代理人に対して、文書による督促のほか、定期的に電話による催告や訪問等を行い、少額納付の提案などにより納付を促している。

今後も引き続き、粘り強く折衝を行っていくとともに、財産調査等により資産の把握に努め、可能な限り債権回収に努めていく。

(4) 環境政策課・再生可能エネルギー室

イ 監査委員の報告の内容

旅費、需用費及び使用料において、支払及び事務手続きの遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねばならない。

(内容)

1 需用費及び使用料について、相当数の支払遅延があったもの。

・件数 24件

・金額 2,274,717円

2 旅費の返納手続きが遅延していたもの。

・件数 1件

3 旅費について、3か月以上の支払遅延があったもの。

・件数 1件

・金額 1,024円

ロ 措置の内容

課・室全体の職場会議において、支払及び事務手続き遅延の原因究明やリスクの洗い出しを行い、再発防止策を検討した。

主な要因となった担当職員への業務集中を防ぐため、業務分担の見直しを行ったほか、庶務担当班内の打合せを毎週実施し、各職員の業務量や進捗状況、課題等を共有し、協力・分担して業務を実施する体制をとっている。

併せて、課・室共通の支出予定一覧の作成や会計カレンダーの活用、請求書等保管箱の設置、決裁過程における色違いペンでのチェック実施等により、処理状況を課・室全体で共有・確認している。

打合せや声かけ等を通じ、再発防止策の実施徹底、会計ルールや留意事項の共有、職員間の連携強化、相談・報告しやすい職場環境づくりを行い、再発防止に努めている。

(5) 環境対策課

イ 監査委員の報告の内容

通勤手当の返納において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じら

をたい。
 (内容)
 平成29年12月に判明した通勤手当の誤支給額(過年度分)について、平成30年10月に返納処理が行われていたもの。

- ・件数 1件
- ・金額 81,320円

□ 措置の内容

返納に係る施行伺の文書に返納処理の確認印を押しするとともに、返納処理の進捗状況を管理する一覧表を共有フォルダに設け、組織的に調定遅延の再発防止を図ることとした。

(6) 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室・放射性物質汚染廃棄物対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金(産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用)において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らたい。

(内容)

- ・平成30年度収入未済額
- 現年度分 26,171,075円
- 過年度分 663,891,304円
- 合 計 690,062,379円
- ・平成29年度収入未済額
- 現年度分 28,668,036円
- 過年度分 636,100,736円
- 合 計 664,768,772円

□ 措置の内容

平成24年度以降、特別納付金の適正な管理と収入未済額縮減のため、不動産や銀行預金等の財産調査と所得調査を実施し、銀行預金等の差押えを行うなど、時効の中断と計画的な回収に努めている。

債務者(不真正連帯債務者8者)に対して、文書等で納付を促すとともに、昨年度は、納付に応じない県外在住者については、居住実態調査及び徴収等のための戸別訪問を行った。また、県内在住者については、引き続き納付折衝のため定期的に戸別訪問し、自主的納付を促している。今年度は一部納付金として、9月末までに438,000円を回収した。

今後も債権者に対して粘り強く折衝を行っていくとともに、所得調査の継続的な実施や財産

状況の強化を図りながら資産の把握を行い、状況に応じて差押えを実施するなど、可能な限り債権回収に努めていく。

(7) 消費生活・文化課

イ 監査委員の報告の内容

普通財産の貸付料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。

(内容)

平成30年4月1日から無償貸付した普通財産の一部について、当初の貸付目的の変更に伴い平成30年7月24日付けで有償貸借契約を締結したが、貸付料の調定を平成31年2月20日に調定していたもの。

- ・件数 1件
- ・貸付料 306,730円

□ 措置の内容

調定遅延防止に当たっては、貸付先における貸付財産の利用計画や利用状況、予算措置状況を把握するとともに、担当者及び班長等で事務処理の進捗状況を共有し、適正な執行に努める。

(8) 長寿社会政策課

イ 監査委員の報告の内容

介護福祉士等修学資金貸付金において、債権管理が適正になされていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。

(内容)

介護福祉士等修学資金貸付金について、平成5年度から平成18年度までの貸付者に対し償還免除の該当の有無の確認がなされていないなど、正確な債権管理が行われていないもの。

□ 措置の内容

転居等により所在不明となっていた貸付者に対しては、住基ネットの利用や住民票、戸籍の附票等を取得し、所在の把握に努めた。

現在、貸付者に対し文書や電話、居宅訪問を行っており、貸付者本人の就業状況等を確認し、償還免除の該当の有無を判断しているところである。

償還免除となる者に対しては、速やかに免除決定を行い、また、償還免除とならない者に対しては、適時償還を求めるとともに、債権管理を適切に行っていく。

(9) 子ども・家庭支援課・子育て社会推進室

イ 監査委員の報告の内容

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等、児童保護費及び児童扶養手当給付費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

1 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等

・平成30年度収入未済額

現年度分 8,327,774円

過年度分 71,168,128円

合 計 79,495,902円

・平成29年度収入未済額

現年度分 10,619,164円

過年度分 81,240,949円

合 計 91,860,113円

2 児童保護費

・平成30年度収入未済額

現年度分 2,883,068円

過年度分 13,010,680円

合 計 15,893,748円

・平成29年度収入未済額

現年度分 4,027,770円

過年度分 11,360,880円

合 計 15,388,650円

3 児童扶養手当給付費返還金

・平成30年度収入未済額

現年度分 1,295,370円

過年度分 13,729,660円

合 計 15,025,030円

・平成29年度収入未済額

現年度分 2,839,230円

過年度分 11,699,770円

合 計 14,539,000円

ロ 措置の内容

1 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額については、平成27年3月に策定した「意識改革プログラム」及び「縮減方針」に基づき、各取組を実施してきたところである。

部長をはじめ、次長及び各事務所長を含めた対策会議では、縮減目標の設定のほか、各事務所の取組状況や収入未済の進行管理を行っており、各事務所においては、検討会議等を実施し、縮減に向けた対策や取組方針等を定め、債権区分に応じて取り組んでいるところである。

昨年度から本格稼働した債権管理システム及び口座振替制度を有効に活用するとともに、回収困難な案件を引き続き、サービサーへ委託し、前年度の収入未済額よりも縮減が図られるよう、縮減に向けた取組をより一層強化していく。

2 児童保護費

収入未済縮減にあたり児童相談所に対して次のとおり助言した。

なお、時刻により消滅した債権については、引き続き不納欠損として処理していく。

(1) 新規に児童を措置するに当たっては、その保護者に負担金納入の必要性について十分な説明を行い、理解を得ることを徹底すること。

(2) 滞納が発生した場合には、迅速に納付交渉を行い、滞納者から納付できない理由を確認するとともに、必要な場合には分割納入を指導、又は徴収の猶予を検討すること。また、定期的な納付指導を継続すること。

(3) 職員を現金取扱員として一部納付金の受領を認めるようにするなど、個々の実態に合わせた納入促進対策を行うこと。

(4) 滞納者の子である児童の保護に支障がないことが確認できる場合は、滞納処分も視野に入れ、財産調査を実施すること。

3 児童扶養手当給付費返還金

特別滞納整理期間（夏季及び冬季）を設け、令和元年度においても、8月に集中催告を行い、一括での返還が難しい債権者には、分割納入や債務承認書等の説明・手続を行った。また、市町村と連携して支払差止の処理を行うなど、返還金発生 の未然防止に努めた。

(10) 障害福祉課

イ 監査委員の報告の内容

報酬、報償費、旅費及び委託料において、支払遅延及び不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

報 告 公 報

<p>1 委員報酬及び報償費について、60日以上支払遅延があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 4件 ・金額 282,800円 <p>2 赴任旅費について、3か月以上の支払遅延があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 2件 ・金額 117,510円 <p>3 委託料について、3か月以上の支払遅延があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 2件 ・金額 3,601,800円 <p>4 3のうち、出納閉鎖後に翌会計年度予算から支出したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・金額 171,720円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>職場会議を開催し、課・室員への注意喚起を行ったほか、これまで活用していた予算管理補助簿に、契約日や会議等の開催日、検収日等の情報を新たに記載し、事務処理の状況を見える化するとともに、定期的に班内で進捗状況を確認するなど、複数の職員によるチェックを実施し再発防止に努める。</p> <p>(11) 水産業振興課・全国豊かな海づくり大会推進室</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>補助金等精算返還金（水産業共同利用施設復旧支援事業補助金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねばならない。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度収入未済額 現年度分 7,611,000円 過年度分 0円 合 計 7,611,000円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>補助金等精算返還金については、督促状による督促を行ったほか、収入未済事業者及び関係者に対し、複数回の面談により早期収納を促すなど、収入未済解消に向け対応したところ、令和元年9月に納付となった。</p> <p>(12) 防災砂防課</p>	<p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>公有財産の譲渡手続きにおいて、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>市町村と合意した県有工作物の市町村への譲渡について、譲渡契約の締結がなされていなかったもの。</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>再発防止として、契約事務終了後は押印等がなされているか複数職員において確認することとした。また、一連の契約関係書類を一括で整理するとともに、ファイルの表に処理状況が一目で確認できるようチェック表を添付し管理することとした。さらに、すべての財産処分状況について「進捗管理一覧表」を作成し、課の共有フォルダに格納することで、複数の職員が定期的に進捗状況を確認できるようチェック体制を強化した。</p> <p>(13) 住宅課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に収納促進と適切な債権管理を図らねばならない。</p> <p>(内容)</p> <p>1 県営住宅使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度収入未済額 現年度分 16,071,270円 過年度分 23,057,109円 合 計 39,128,379円 <p>・平成29年度収入未済額</p> <ul style="list-style-type: none"> 現年度分 19,287,274円 過年度分 27,443,721円 合 計 46,730,995円 <p>2 県営住宅駐車場使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度収入未済額 現年度分 1,553,350円 過年度分 1,409,200円 合 計 2,962,550円
--	--

・平成29年度収入未済額	
現年度分	1,731,350円
過年度分	1,593,800円
合 計	3,325,150円

措置の内容
 県営住宅の管理業務全般については宮城県住宅供給公社（以下「公社」という。）へ委託しており、滞納整理業務についても公社が主体となり実施しているが、適宜、滞納整理の方向性を協議するほか、県住宅課職員が戸別訪問に同行するなど、連携を密にした取組を実施している。

「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組について（平成28年度～令和2年度）」の取組方針を基本としつつも、滞納状況の変化への対応も重要と考え、初期滞納者への早期対応や納付意識の向上のため、滞納発生時における連帯保証人への協力要請等、滞納の蓄積を未然に防ぐ取組を実施している。

毎月開催する公社との連絡調整会議において、滞納整理の実施状況や収納状況及び収入未申告と滞納の関係把握しながら、滞納発生に対する早期の対応を指示している。
 収入未申告書への対応は公社の滞納整理部門と入居管理部門の連携が重要なことから、連携を密に取り組むよう指示している。

滞納が長期化している案件については法的措置による厳正な対応を前提に、対応方針について個々に協議及び検討し、対策を講じている。

(14) 会計課・会計指導検査室

イ 監査委員の報告の内容

国庫支出金交付額の確定に伴う返還金において、納入告知書の発送の遅延及び同遅延に伴う不適切な支出が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
 (内容)
 国費減入事務（補助金の交付額の確定に伴う返還）について、債務者に対する納入告知書の送付を遅延し、延滞金を発生させたもの。

- ・件数 1件
- ・延滞金 198円

ロ 措置の内容

正担当者による調査後は、副担当者による速やかなシステムへの入力を行い、出力される帳

票及び決議書により、管理監督者によるチェック体制の強化を図るとともに、複数の職員による確認を再度徹底し、納入告知書の発送漏れを未然に防止することとした。
 また、不適切な支出に関しては、会計制度の基本を再認識するとともに、内部統制を徹底し再発防止に努めていく。

(15) 高校教育課・宮城丸

イ 監査委員の報告の内容

高等学校等育英奨学金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額	
現年度分	96,062,797円
過年度分	221,435,025円
合 計	317,497,822円

・平成29年度収入未済額	
現年度分	108,452,652円
過年度分	168,860,950円
合 計	277,313,602円

ロ 措置の内容

高等学校等育英奨学金貸付金償還金の収入未済額を縮減するため、未納者に対して督促状を毎月送付するとともに、これに応じない者には、電話による催告や未納額総額を記載した納付催告書を送付し償還を促した。

さらに6か月以上未納状態が続いている者に対しては、自宅訪問を実施したほか、連帯保証人にも未納額総額を記載した納付催告書を送付するとともに、所在不明等による回収困難案件の一部については、債権回収会社（サービサー）に業務委託するなど、取組の強化を図った。
 なお、生活保護受給等の経済的困窮や、大学への進学等により償還が困難な者に対しては、償還の猶予を案内し、新たな収入未済額発生の抑制に努めた。

平成30年度において、過年度の収入未済額のうち、55,878,577円を回収し、収入未済額の縮減に努めた。

(16) 高校教育課・宮城丸

イ 監査委員の報告の内容

県への寄附受納手続きにおいて、不適切なものが認められたので、今後再発しないように対

策を講じられたい。

(内容)

柴田農林高等学校のPTA、教育振興会及び同窓会からの寄附申込み並びに受納手続き完了前に、公印を使用し県名義で車両登録し、公用車として使用していたもの。

・車両 2台

ロ 措置の内容

学校において知事印等の押印が必要な公文書については、内規を改正し、学校長決裁後主務課に送付し、主務課においては、学校に事務処理状況の適正性を確認した上で、押印することを徹底することとした。

(ウ) 高校教育課・宮城丸

イ 監査委員の報告の内容

委託業務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

県立学校の防火設備について、建築基準法による点検を認識せず必要な予算措置及び委託契約を行っていないかったもの。

また、同業務の委託の際に、各学校ごとに随意契約等を行わせ効率的かつ経済的な契約を行わなかったもの。

ロ 措置の内容

令和元年度の委託契約から、防火設備点検については、消防設備点検業務と併せて発注し、効率的かつ経済的な契約を行っている。

今後は、関係省庁のメーリングリストなどを活用して業務関連法改正等の情報収集に努め、予算措置及び委託契約を適切な時期に実施する。

○宮城県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和2年1月10日

宮城県監査委員 本 木 忠 一
 宮城県監査委員 太 田 稔 郎
 宮城県監査委員 石 森 建 二

宮城県監査委員 成 田 由 加 里
 記

1 監査委員の報告日

令和元年8月26日

2 通知のあった日

令和元年11月13日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 大崎広域水道事務所

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(ロ) リース契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

ロ 措置の内容

(イ) 今回の事案を受け、公印の保管・使用方法を見直し、保管の際は、総務班長と庶務担当の二人が鍵を持って管理できるキャビネットに移した。

使用の際は、総務班長と庶務担当が並んで座っている間の脇卓の上に置くようにし、文書審査後、押印の際に関係ない書類に押そうとしないか、総務班長又は庶務担当が監視できるようにした。

両者が不在の際は、事務総括又は所長が管理することとした。

(ロ) 不慣れた手続きについては、その都度先例を確認したり、本局をはじめ他の公所に聞いたりして、組織として手続きの流れを確認するよう改善した。

また、契約形態ごとに契約書作成の要否等もチェックできるように、チェックリストを改めた。